

6. 米の需給調整システムについて

(1) 規制改革推進のための第2次答申において、「地域協議会の運用を改善すべく、地域の実情に応じて客観的な判断ができる生産調整方針作成者以外の学識経験者を構成員に迎えるなど、より客観的な議論が行われるようすべきである。」
【平成20年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(回答)

- 1 地域水田農業推進協議会の構成員については、水田農業構造改革対策実施要綱において、市町村、JA等農業関係者のほか、実需者、消費者団体等地域の実情に応じた構成員で組織することとなっており、学識経験者が構成員となることは何ら支障はなく、国としても、地方農政事務所等が地域協議会にオブザーバーとして参画する中で、必要であれば、こうした学識経験者を迎えるなど、公平性確保に努めるよう助言・指導を行っているところである。
- 2 しかしながら、地域協議会の大きさは市町村等の範囲であるため、学識経験者が居らず、構成員にできないケースが多く、結果的に地域のJA等農業関係者が中心となって議論されることはあり得ると考えている。こうしたことが、公平性の保てない議論となっているのであれば、国としても、引き続き、改善指導を行う必要があると考えている。

6. 米の需給調整システムについて

(2) (1)について、現在は、多数決は行うものの、地域協議会の太宗を占める農協の方針に沿って、生産目標数量が決定されているとの指摘があるが、構成員の見直しにより、これがどのように改善されると考えるのか、見解を伺いたい。

(回答)

- 1 農家ごとの生産数量目標の配分の一般ルールの決定に当たっては、地域内の関係者等による客観性・透明性を持った議論が何より重要であると考えており、可能な限り地域内の農業関係者や需要者、消費者団体、学識経験者等が構成員として参加できるよう最大限努力する必要がある。
- 2 このため、国としても、地方農政事務所等が積極的に地域協議会にオブザーバーとして参画するなど、客観性・透明性のある適切な運営により、生産目標数量が決定されるよう努めているところである。

6. 米の需給調整システムについて

(3) 規制改革推進のための第2次答申において、「方針作成者間の調整を希望する者が多いにもかかわらず、これまでの調整の実績が乏しい地域については、方針作成者相互の合意を基本に方針作成者間の調整を進める方法について検討し、一定の結論を得るべきである。」【平成20年中措置】とされたが、現状の取組状況を教示願いたい。

(回答)

- 1 農業者ごとの生産数量目標の方針作成者間調整については、平成16年からの米政策改革の下での需給調整システムの中において、すでに実施可能となっており、取組も進められている。
- 2 しかしながら、取組実績は同一県内のものであり、県をまたぐ調整については、数量の受け手を希望する方針作成者は多数存在するものの、出し手として希望する方針作成者はなかなか存在せず、ほとんど行われていなかったのが実態である。
- 3 このため、20年産米の都道府県別需要量に関する情報の算定に当たっては、国が仲介して都道府県間の調整を行う仕組みを導入したところであり、20年産で8県（出し手1県、受け手7県）、7,580トン（約1,430ha）の県間調整が実施されたところである。
- 4 21年産米以降についても、引き続き取組む方向で検討しており、需要に応じた生産が促進されるよう取り組んでまいりたい。

6. 米の需給調整システムについて

(4) 法的には生産調整は、生産目標数量を確実に達成するために適切なものであることを前提に、農林水産大臣が認定するものとなっている。しかしながら、過去において、生産調整が達成されなかつた事実もある。生産調整を継続するに当たり、農林水産大臣は、「生産目標数量を確実に達成するために適切なものであること」を何を根拠にどのような基準で判断することとなるのか、教示願いたい。

(回答)

1 食糧法において、米穀の生産者又は生産出荷団体等は、

- ① 生産調整方針に従った米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量目標の設定方針
- ② 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

を記載した「生産調整方針」を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができることとしている。

2 国は、こうした生産者等の自主的な取組を支援する観点から、「需要量に関する情報」を策定・公表するとともに、生産調整方針の認定に当たっては方針認定申請書に、

- ① 生産調整方針に従った生産数量の目標の設定方針について、

- ・農業者別の生産目標数量の設定方法
- ・農業者別の作付目標面積の設定方法
- ・農業者別の生産目標数量及び作付目標面積の通知方法

- ② 生産数量目標を達成するために取るべき措置として、

- ・地域水田農業ビジョンに記載されている作物戦略の内容
- ・豊作により過剰米が発生した場合の対応方針

等を記載し、生産調整目標を達成するためにとるべき措置が適当であるかどうか等について判断している。

6. 米の需給調整システムについて

- (5) 法的には地方公共団体は、国に生産調整の協力を求められた場合、区域の特性に応じた農業の振興に資すると認める時に、必要な助言及び指導を行うよう努めることになっているが、地方公共団体が「区域の特性に応じない」と判断する場合は協力しなくてもよい、と解釈してよいか、教示願いたい。
- 併せて、「区域の特性に応じない」場合には、地方公共団体は生産調整に協力しなくともよいというならば、「区域の特性に応じない」と表明した地方公共団体に対しては、生産調整の未達成による補助事業の削減は適さないと考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

- 1 食糧法において、生産出荷団体等は生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体等に対し、必要な協力を求めることとしており、地方公共団体は生産出荷団体等から協力を求められた場合において、生産調整方針の作成及び適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うよう努めるものとしている。
- 2 現在、地方公共団体を含む区域内の関係者が一体となり「地域水田農業ビジョン」等の地域振興計画を策定し、水田農業の振興に資する取組を推進している状況にあり、地方公共団体が「地域水田農業ビジョン」に反するような対応は考えにくい。

6. 米の需給調整システムについて

(6) 認定農業者が生産調整非実施者となった場合にそれを取消す根拠法令、また、融資を強制返還（スーパーL資金の繰上償還の強制）させる根拠法令を教示願いたい。

併せて、生産調整の実施を補助金や交付金、融資の打切りなどをもって、ある意味強制することは、我が国の農業経営の発展に向けて支障となると考えるが、見解を伺いたい。

(回答)

1 農業経営改善計画については、農業経営基盤強化促進法第12条の2第2項に基づき、農業経営改善計画が同法第12条第4項各号に定める認定基準に適合しなくなった場合、取り消すことができることとされている。具体的には、同法第12条第4項第2号の「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること」の解釈として、「農業経営基盤強化促進法の施行について」（平成5年8月2日付け5構改B第847号農林水産事務次官依命通知）第5の4の(2)において、認定基準に該当すると認められない場合として、「水田農業構造改革対策等の生産調整対策が考慮されていない計画」を例示するとともに、「農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律の運用について」（平成15年9月16日付け15経営第3057号農林水産省経営局長通知）第1の3の(2)において、「例えば、認定農業者として認定されている農業者が、地域でブロックローテーションによる生産調整に取り組んでいる際にこれに参加しない等、生産調整対策を考慮しない経営を行うことにより、その地域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図る上で著しい支障となっているような場合には、事案によっては取消事由に該当することになる」と示しているところである。

2 スーパーL資金については、借入者が生産調整非実施者となったことをもって、直ちにその融資の繰上償還を強制させるような規定は存在しない。

そもそも、スーパーL資金は、農業経営改善計画の認定を受けた農業者が、当該計画期間中に同計画に従った経営改善の取組を図ることを目的として、農林漁業金融公庫法上、特別に措置された資金であることから、

- ① 農業経営改善計画の認定を受けており、かつ、
- ② 当該計画に従って計画期間の満了まで経営改善の取組が実際に行われていることが資金貸付けの前提条件となる。

したがって、期間中に農業経営改善計画の認定が取消された場合には、その資金を使用することにより取り組むべき改善計画が存在しないことになり、資金の目的である経営改善が行われていないということとなることから、農林漁業金融公庫は、このような違法状態を是正するための手段として繰上償還を求めるものと解される。

3 生産調整目標を達成しない都道府県・地域が生じた場合は、目標達成地域との公平性確保の観点からも、各種補助事業・融資について不利な取扱い等のペナルティ措置を講じざるを得ないと考えている。

農林漁業金融公庫法

別表第2

貸付金の種類	利率	償還期限	据置期間
1 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、その農業経営を一体として、総合的かつ計画的に農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他他の農業経営の改善を図るのに必要な資金であつて、第十九条第一項第一号から第一号の二の二まで、第一号の六、第一号の七若しくは第八号に掲げるもの又は果樹若しくは指定永年性植物の植栽若しくは育成若しくは家畜の購入若しくは育成に必要なもの			
(1) <u>当該資金に係る農業経営の改善が農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項の認定を受けた農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)第二条の五の認定を受けた経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第三条第一項の認定を受けた果樹園経営計画に従つて図られるものである場合における当該資金</u> (2) [略]	年3分5厘	25年	10年